

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和7年度第2四半期分

| 整理番号 | 案件名称 | 工事種目 | 工事場所 | 契約の相手方 | 契約金額(円) (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) |
|------|-----------------------------|----------|------|--------------------------|-----------------|-----------|------------------------------------|----------------------|
| 1 | 平野工場焼却設備中間点検整備工事 | 清掃施設工事 | 平野工場 | J F E エンジニアリング (株) | 1,870,000,000 | 令和7年7月7日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号 | K 6 |
| 2 | 八尾工場電気計装設備整備工事 | 電気工事 | 八尾工場 | 富士電機（株） | 30,580,000 | 令和7年7月14日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号 | K 6 |
| 3 | 舞洲工場 2号フライコンベア緊急復旧工事 | 清掃施設工事 | 舞洲工場 | カナデビア（株） | 10,010,000 | 令和7年7月16日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号 | K 6, K 9 |
| 4 | 西淀工場職員用自動扉修繕 | 建具工事 | 西淀工場 | ナブコドア（株） | 550,000 | 令和7年7月23日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号 | K 6 |
| 5 | 八尾工場触媒脱硝装置ほか緊急復旧工事 | 清掃施設工事 | 八尾工場 | 三菱重工環境・化学 エンジニアリング（株） | 53,900,000 | 令和7年7月24日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号 | K 6, K 9 |
| 6 | 舞洲工場捕集灰集合コンベヤ更新工事 | 清掃施設工事 | 舞洲工場 | カナデビア（株） | 173,690,000 | 令和7年7月25日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号 | K 6 |
| 7 | 平野工場中央監視設備更新工事 | 電気通信工事 | 平野工場 | ジョンソンコントロールズ (株) | 33,000,000 | 令和7年7月28日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号 | K 6 |
| 8 | 舞洲工場外壁タイル改修工事 | 建築工事 | 舞洲工場 | (株)竹中工務店 | 72,490,000 | 令和7年8月18日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号 | K 6 |
| 9 | 舞洲工場焼却設備整備工事 | 清掃施設工事 | 舞洲工場 | カナデビア（株） | 494,780,000 | 令和7年8月18日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号 | K 6 |
| 10 | 八尾工場ボイラー設備ほか緊急復旧工事 | 清掃施設工事 | 八尾工場 | 三菱重工環境・化学 エンジニアリング（株） | 9,240,000 | 令和7年8月18日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号 | K 6, K 9 |
| 11 | 平野工場クレーンバケット整備工事 | 機械器具設置工事 | 平野工場 | (株) 福島製作所 | 11,000,000 | 令和7年8月25日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号 | K 6 |
| 12 | 平野工場 1号炉灰出しコンベアほか 緊急復旧工事 | 清掃施設工事 | 平野工場 | J F E エンジニアリング (株) | 6,710,000 | 令和7年9月18日 | 地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号 | K 6, K 9 |

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和7年度第2四半期分

| 整理番号 | 案件名称 | 工事種目 | 工事場所 | 契約の相手方 | 契約金額(円) (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) |
|------|------------------|--------|------|----------------------|-----------------|-----------|----------------------------|----------------------|
| 13 | 平野工場自動扉修繕 | 建具工事 | 平野工場 | ナブコドア（株） | 1,207,800 | 令和7年9月19日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | K 6 |
| 14 | 八尾工場ボイラー設備緊急復旧工事 | 清掃施設工事 | 八尾工場 | 三菱重工環境・化学エンジニアリング（株） | 8,360,000 | 令和7年9月24日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号 | K 6, K 9 |
| 15 | 八尾工場焼却設備整備工事 | 清掃施設工事 | 八尾工場 | 三菱重工環境・化学エンジニアリング（株） | 390,500,000 | 令和7年9月30日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | K 6 |

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

J F E エンジニアリング株式会社

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う平野工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、J F E エンジニアリング株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した J F E エンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場電気計装設備整備工事

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 隨意契約理由

当工場の電気計装設備は、焼却プラント、受変電設備、排水処理設備の制御並びに監視操作を司る中枢設備である。

本設備は、富士電機株式会社が独自の技術により設計・施工したものであり、本設備の整備を実施するためには、設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならず、設計・施工した会社以外では、技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士電機株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場
(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場 2号フライトコンベア緊急復旧工事

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 隨意契約理由

舞洲工場 フライトコンベアはごみを焼却した後に出る焼却灰を搬出する設備である。

フライトコンベアについては、定期的な点検整備を行っているが、運転中に突然チーンが破断したため、焼却灰の搬出ができなくなり 2号炉の運転が不可能な状況となっている。まず直営での復旧も検討したが、チーンの取替等が必要となるため対応困難な故障内容である。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、故障が発生し炉の運転が出来なくなったり場合、可及的速やかに復旧工事を行い炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障を及ぼす可能性がある。そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから、早急な復旧が必要となる。なお、今回は設備を稼働させるために必要な最低限の復旧工事であり、別途定期整備工事で残部の整備工事を行う予定である。

本設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場職員用自動扉修繕

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 隨意契約理由

今回修繕する自動扉はナブコドア株式会社の独自の技術により設計・製作されたものであり、今回修繕する DNS-75 及びその他の部品について他社では使用部品の調達も不可能である。

したがって自動扉が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならず、自動扉を設計・施工した会社以外では、整備技術の対応が不可能である。また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができないため、修繕後の動作保証が可能な製造メーカーであるナブコドア株式会社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(TEL 06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場触媒脱硝装置ほか緊急復旧工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

八尾工場 2号触媒脱硝反応装置を含む有害ガス処理設備は、集じん器の後流に設置し、排ガス中に含まれる水銀（以下、『水銀』という）を含む有害物質を効率的に除去し、環境への排出を抑制するものである。

当工場では、大気汚染防止法の施行に基づき、水銀の排出基準を遵守する必要があるため、平成 30 年度から定期的に水銀測定を実施してきたが、令和 7 年 5 月 20 日（6月 25 日計量証明書受領）に測定した水銀濃度（ $120 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ ）が排出基準値（ $50 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ ）を超過した。

以降、ろ過式集じん器入口温度の低温化、排ガス洗浄水の引抜量調整により水銀の排出抑制を実施したが、法令等に基づく水銀濃度の再測定（7月 16 日までの計 6 回）の結果、排出基準値を超過したため、7月 23 日付の計量証明書を受けて、八尾市関係部署への連絡及び 2号炉の停止工程を開始した。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、故障が発生し、炉の運転ができなくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い、炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障が出る可能性があり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがある。また、環境負荷低減の観点からも早急な復旧が必要となる。

なお、焼却工場から排出される水銀は、主に家庭や事業者等から排出される廃棄物が原因であり、今回、触媒脱硝反応装置の触媒を取り替える等、各所に留まっていると思われる水銀を除去することは稼働に必要な最低限の復旧工事である。

本装置を含む有害ガス処理設備は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が焼却設備を設計・施工した際にその性能を確保するために選定したものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることと工事後の焼却設備全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、焼却設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。この条件を満たすのは焼却設備を設計・施工した三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場
(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場捕集灰集合コンベヤ更新工事

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 隨意契約理由

今回更新工事を行う捕集灰集合コンベヤは、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備の一つであり、ごみを焼却した際に発生する灰を搬出する設備である。

当工場の焼却設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場中央監視設備更新工事

2 契約の相手方

ジョンソンコントロールズ株式会社

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う中央監視設備は、平野工場の空調・給排気設備等の運転制御を行うため24時間連続稼働している設備である。

本設備は、電子精密機器で構成され、連続稼働による経年劣化に伴う故障が出ると制御システム全体が正常に動作出来なくなるため、整備を行い適正な維持管理を図るものである。

本設備はジョンソンコントロールズ株式会社の独自の技術により、設計・製作されたものであり、本工事において本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であることから、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したジョンソンコントロールズ株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場
(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場外壁タイル改修工事

2 契約の相手方

株式会社竹中工務店

3 隨意契約理由

本工事は、舞洲工場建設時に工場外壁の飾り柱装飾用に取り付けられた外壁タイルの改修を行うものである。

当工場の建築物は、フリーデンスライヒ・フンデルトヴァッサー氏が技術、エコロジーと芸術の調和をコンセプトに外観をデザインしたものであり、ユニークなデザインとなっている。世間からの注目度が高く、毎年多くの人々が工場見学に訪れているため、当工場の外観の一部である外壁タイルの改修は、当初のデザインの意向を十分尊重した上で実施する必要がある。

本工事の改修工法は、外壁タイルは取替えず、既設の外壁タイルに剥落防止及び美観回復を施して継続使用するものであるが、その施工には建築時の外壁タイルの取付方法や、飾り柱内部の構造を熟知していなければならない。また、美観回復には、ユニークなデザインへの十分な理解が必要である。さらに、改修後の建築物の主要構造における一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

このような条件を満たすのは、舞洲工場新築工事の施工者であり、本施設の設計・工事仕様を熟知している株式会社竹中工務店のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場ボイラー設備ほか緊急復旧工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 隨意契約理由

八尾工場ボイラー設備は、焼却炉で発生する高温の燃焼ガスを冷却する一方、廃熱を最大限回収することを目的として設置されている。

本設備については、これまで定期的な点検整備を行ってきたが、今回、突発的な故障が発生し、炉の運転が不可能な状況となっている。速やかな炉の運転再開のため、直営での整備について検討したが、節炭器管の復旧と水管を保護する耐火物の施工を行う必要があり、対応が困難な内容であった。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、故障が発生し炉の運転ができなくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い、炉の運転を再開しなければ、ごみの収集業務に支障が出る可能性がある。

そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあり、早急な復旧が必要となる。なお、今回は設備を稼働させるために必要な最低限の復旧工事であり、別途定期整備工事で残部の整備工事を行う予定である。

本設備は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が焼却設備を設計・施工した際にその性能を確保するために選定したものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることと工事後の焼却設備全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、焼却設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。この条件を満たすのは焼却設備を設計・施工した三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

株式会社福島製作所

3 隨意契約理由

今回、整備工事を行う平野工場じん芥クレーンバケットは、一般廃棄物を処理する施設のうち、焼却炉にごみを供給する設備であり、24時間連続で稼働している。

クレーンバケットを構成する機器や部材は、連続的な稼働により摩耗しやすい状況の下にあり、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーンバケットは株式会社福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事においてクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社福島製作所のみである

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 1号炉灰出しコンベアほか緊急復旧工事

2 契約の相手方

J F E エンジニアリング株式会社

3 隨意契約理由

平野工場の灰出しコンベアは、ごみを焼却した後に発生する焼却灰を灰ピットに搬出する設備である。

本設備については定期的な点検整備を行っているが、運転中に突然減速機が故障したため焼却灰の搬送が出来なくなり、1号炉の運転が不可能な状態となった。そのため、まずは直営での復旧も検討したが、減速機部品の取替が必要となるため対応困難な故障内容であった。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、故障が発生し炉の運転ができなくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い、炉の運転を再開しなければ、ごみの収集業務に支障が出る可能性がある。

そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあり、早急な復旧が必要となる。なお、今回は設備を稼働させるために必要な最低限の復旧工事であり、別途定期整備工事で残部の整備工事を行う予定である。

本設備は、J F E エンジニアリング株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事は、設備の特質を理論的、経験的に十分把握している必要があるため、設備を施工した事業者以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体においても、一貫した責任と性能に係る保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは、本設備を設計、施工した J F E エンジニアリング株式会社のみである

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場自動扉修繕

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 隨意契約理由

今回修繕する自動扉はナブコドア株式会社の独自の技術により設計・製作されたものであり、経年劣化のため更新する必要がある部品及び故障のため交換する部品について、他社では使用部品の調達は不可能である。

したがって自動扉が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならず、自動扉を設計・施工した会社以外では、整備技術の対応が不可能である。また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができないため、修繕後の動作保証が可能な製造メーカーであるナブコドア株式会社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(TEL 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場ボイラー設備緊急復旧工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 隨意契約理由

八尾工場ボイラー設備は、焼却炉で発生する高温の燃焼ガスを冷却する一方、廃熱を最大限回収することを目的として設置されている。

本設備については、これまで定期的な点検整備を行ってきたが、今回、突発的な故障が発生し、炉の運転が不可能な状況となっている。速やかな炉の運転再開のため、直営での整備について検討したが、水管に付着した灰の除去を行う必要があり、対応が困難な内容であった。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、故障が発生し炉の運転ができなくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い、炉の運転を再開しなければ、ごみの収集業務に支障が出る可能性がある。

そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあり、早急な復旧が必要となる。なお、今回は設備を稼働させるために必要な最低限の復旧工事であり、別途定期整備工事で残部の整備工事を行う予定である。

本設備は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が焼却設備を設計・施工した際にその性能を確保するために選定したものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることと工事後の焼却設備全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、焼却設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。この条件を満たすのは焼却設備を設計・施工した三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場
(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 隨意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場焼却設備は、24 時間連続で稼働しているごみの焼却処理を行う施設の設備である。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

本設備は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が焼却設備を設計・施工した際にその性能を確保するために選定したものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることと工事後の焼却設備全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、焼却設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。この条件を満たすのは焼却設備を設計・施工した三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場
(電話番号 072-923-4226)